

鳥取県告示第272号

平成18年鳥取県告示第255号（鳥取県立生涯学習センターの利用料金について）により告示した利用料金を変更し、及び追加することについて、鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき平成19年3月15日承認したので、当該告示を次のように改正し、同条第3項の規定により告示する。

平成19年3月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
1 利用料金					1 利用料金				
(1) 施設利用料等					(1) 施設利用料等				
区分	社会教育活動のために利用する場合		社会教育活動以外のために利用する場合		区分	社会教育活動のために利用する場合		社会教育活動以外のために利用する場合	
	施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料		施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料
略					略				
パソコン研修室	1時間につき 350円	1時間につき 70円	1時間につき 700円	1時間につき 210円	パソコン研修室	1時間につき 700円	1時間につき 140円	1時間につき 1,400円	1時間につき 280円
略					略				
備考 略					備考 略				
(2) ホール設備利用料					(2) ホール設備利用料				
区分		利用料			区分		利用料		
略					略				
オーバーヘッドプロジェクター		1台1時間につき	100円		オーバーヘッドプロジェクター		1台1時間につき	100円	
液晶プロジェクター		1台1時間につき	350円		液晶プロジェクター		1台1時間につき	350円	
略					略				
備考 略					備考 略				
(3) ホール設備以外の設備利用料					(3) ホール設備以外の設備利用料				
区分		利用料			区分		利用料		
ピアノ		1台1時間につき	200円		ピアノ		1台1時間につき	200円	
液晶プロジェクター		1台1時間につき	80円		液晶プロジェクター		1台1時間につき	80円	
研修室パソコン		1台1時間につき	120円		研修室パソコン		1台1時間につき	120円	
研修室パソコン用		1枚につき	20円		研修室パソコン用		1枚につき	20円	

<p>プリンター</p>	
<p>略</p> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>2 略</p>	<p>略</p> <p>備考</p> <p>1 及び 2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。